

豊中市東丘公民分館規約

第 1 章 名称および場所

第1条 本分館は、豊中市東丘公民分館と称し、豊中市立東丘小学校に設置する。

第 2 章 目的

第2条 本分館は、豊中市立東丘小学校区内の住民の友好を深め、実生活に即した教育、文化活動を通じて、住民相互の親睦と、明るく住み良い町づくりに寄与することを目的とする。

第 3 章 方針

第3条 本分館は、社会教育を本旨として次の方針に従って活動する。

- (1) 豊中市立千里公民館と緊密な連絡のもと、公正かつ民主的に運営する。
- (2) 特定の宗教や宗派、特定の政党を支持、支援したりすることはしない。
また営利を目的とするような行為をしない。

第 4 章 事業

第4条 本分館は、その目的達成のため、その方針に基づき、おおむね次の事業を行う。

- (1) 地域住民の文化水準、教養を高めるための事業。
- (2) 地域住民の体力向上のための事業。
- (3) 地域住民の保健、衛生観念の向上に資するための事業。
- (4) その他社会教育推進のための事業。
- (5) 地域内各種団体の連絡調整を図る事業。

第 5 章 運営委員会

(目的)

第5条 本分館の事業を公正かつ円滑に推進するために運営委員会をおく。

(任務)

第6条 運営委員会は、おおむね次のことを審議する。

- (1) 分館長の推薦に関する事
- (2) 事業計画および報告、予算および決算に関する事
- (3) 分館のグループ育成に関する事
- (4) 規約改正に関する事
- (5) その他重要な分館運営、活動推進のための分館長の諮問に関する事

(構成)

第7条 (1) 運営委員会は、各自治会代表者、地域内の各種団体の代表者および公民分館活動経験者、学識経験者等をもって構成する。

(2) 公民分館活動経験者、学識経験者等については分館長が推薦し、運営委員会の承認を得るものとする。

(組織)

第8条 運営委員会は、委員の互選により運営委員長、副運営委員長、及び書記を選出する。

(1) 運営委員長 1名 運営委員会を統括する。

(2) 副運営委員長 1名 運営委員長を補佐し運営委員長に事故あるときは任務を代行する。

(3) 書記 1 運営委員会の審議事項を記録する。

(4) 運営委員 35名以内 運営委員会のすべての議決にあたる。

(会議)

第9条 運営委員会は、定例委員会を毎年4月と3月及び必要に応じ随時開催する。

(召集)

第10条 (1) 運営委員会は、委員長が召集し議長となる。また、全委員の4分の1以上の要請があるときは、会を開かねばならない。

(2) 分館長候補選出の場合は、委員の互選により別に議長を定めることができる。

(3) その他重要な議題については、委員の互選により別に議長を定めることができる。

(議決)

第11条 運営委員会は全委員の2分の1以上の出席により成立し、出席委員の過半数をもって決する。可否同数の時は議長が決する。

(記録)

第12条 運営委員会の審議事項は議事録に記載することとし、運営委員2名をもって署名する。

(任期)

第13条 運営委員長は任期2年とし、運営委員は任期1年とする。任期内に各種団体、各自治会・地域の代表の地位を離れたときは、自動的にその資格を失

い委員長の依頼により後任者を選出する。中途補選者の任期は前任者の残任期間とする。

第14条 運営委員の重任、再任は妨げない。

第 6 章 役員および役員会

第15条 本分館には次の役員を置く。

- (1) 分館長 1名 本分館を代表し、本分館の事業を総括する。
- (2) 副分館長 若干名 分館長を補佐し、分館長事故ある時は任務を代行する。
- (3) 分館主事 1名 分館長のもとに、分館の事務を行う。
- (4) 分館主事補 若干名 分館主事の補佐にあたる。
- (5) 会計 1名 分館の経理にあたる。
- (6) 会計監査 1名 分館の事業および経理の監査にあたる。
- (7) 相談役 若干名 分館長の相談に応じる。

第16条 (1) 分館長は運営委員会の推薦により、公民館条例施行規則によって委嘱される。

(2) その他の役員は、分館長と運営委員との合議により分館長が委嘱する。

第17条 役員の任期は運営委員に準ずる。但し分館長は2年とする。再任は妨げない。

第18条 本分館の会議は次のとおりとする。

- (1) 役員会 第15条の(1)～(5)の役員により構成し、事業の実際運営について協議する。必要に応じて会計監査および該当事業実行委員長が協議に参加できる。
- (2) 実行委員会 第15条の(1)～(5)の役員により構成し、必要に応じて事業の企画と実施方法について協議する。
- (3) 委員会 本分館には委員会をおく。委員会には委員長をおき、担当事業の企画と実施を行う。
 - ① 文教委員会 社会見学、講座、文化祭、等文化事業に関すること。
 - ② 体育委員会 体育祭、スポーツ大会、等体育事業に関すること。
- (4) 委員会は、自治会代表者、地域内の各種団体代表者をもって構成する。

第19条 各委員会は必要に応じて分館長が随時召集する。

第20条 各会議の成立及び議決は運営委員会規則第11条に準ずる。

第8章 広報

第21条 分館活動の広報は東町新聞委員会に委託する。公民分館はその活動に協力するとともに必要経費を負担する。負担額は別途協議のうえ定める。

第9章 経費

第22条 (1)本分館の経費は市予算と賛助金によってまかなう。

(2)本分館の会計年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日で終わる。

第10章 改正

第23条 本規約の改正は運営委員会において、構成員の3分の2以上の同意がなければ改正することができない。

第24条

付 則

本規約は昭和57年4月1日より施行する。

本規約は昭和63年3月27日一部改正し施行する。

本規約は平成9年4月20日一部改正し施行する。

本規約は平成10年4月19日一部改正し施行する。

本規約は平成12年4月29日一部改正し施行する。

本規約は平成22年3月28日一部改正し施行する。